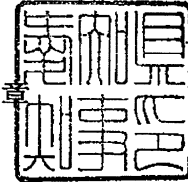


24環政第426号

平成24年11月7日

愛知県環境審議会会長 様

愛知県知事 大村 秀章



環境基本計画の改定について（諮問）

愛知県環境基本条例（平成7年愛知県条例第1号）第9条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

担当 環境部環境政策課

企画・広報グループ

電話 052-954-6210（ダイヤルイン）

説 明

本県では、平成9年8月に、愛知県環境基本条例の基本的な理念のもとに、「あいち環境社会」の構築を目指して、愛知県環境基本計画を策定しました。

平成14年9月には、県民、事業者等との協働のもとに、循環を基調とする持続可能な社会の構築の実現に向けて、第2次愛知県環境基本計画を策定しました。

平成20年3月には、「自然の叡智」をテーマに掲げた愛知万博の開催を契機とした環境に対する県民意識の向上を背景に、依然として残る環境保全上の課題や社会経済動向の変化に適切に対応するため、「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目標として掲げ、県民が「安全・安心」して暮らせる社会の形成を環境政策の基本としつつ、「脱温暖化」、「資源循環」、「自然共生」、「参加・協働」を推進するための施策を盛り込んだ第3次愛知県環境基本計画を策定しました。

この計画の策定以降、平成22年10月に「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が愛知・名古屋で開催され、生物多様性保全の世界目標となる「愛知目標」が採択されるなど、大きな成果を挙げましたが、本県においても県民・NPO・企業が主体となっさまざまな取組が行われ、特に自然環境面での高い県民意識が培われました。

さらに、「持続発展教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」の愛知・名古屋での開催が、平成23年9月に決定したことを契機として、本県では会議支援はもとより、持続可能な社会の形成に向け、県民、事業者等の参加と協力を得て環境保全の取組をさらに進めていくこととしており、特に環境面で地域を支える人づくりに積極的に取り組んでいきたいと考えています。

こうした社会情勢の変化や環境政策の多様化に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するとともに、「環境首都あいち」の実現に向け、現在の環境基本計画を見直し、これからの環境施策の方向性を示す新たな計画の策定が必要と考えます。

ついては、この環境基本計画の改定について貴審議会の意見を求めるものです。